別紙1(番号法第19条別表第二に定める事務)

| | ;1(番号法第19条別表第 提供先 | | ②提供先における用途 |
|-------|----------------------|----|---|
| . 40. | 3A-1/170 | | ⊕ 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 1/2 |
| 1 | 厚生労働大臣 | 1 | 健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保 険に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 2 | 全国健康保険協会 | 2 | 健康保険法による保険給付の支給に係る事務であって主務省令で定められた用途 |
| 3 | 健康保険組合 | 3 | 健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 4 | 厚生労働大臣 | 4 | 船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保 険に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 5 | 全国健康保険協会 | 6 | 船員保険法による保険給付又は平成19年法律第30号附則第39条の規定によりなお従前の例によるものとされた平成19年法律第30号第4条の規定による改正前の船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 6 | 都道府県知事 | 8 | 児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する 事務であって主務省令で定められた用途 |
| 7 | 都道府県知事 | 9 | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主 務省令で定められた用途 |
| 8 | 市町村長 | 11 | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児 通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の 支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めら れた用途 |
| 9 | 都道府県知事又は市町 村長 | 16 | 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主 務省令で定められた用途 |
| | | | |

| No. | 提供先 | ①法令上の根拠 | ②提供先における用途 |
|-----|--|---------|---|
| 10 | 市町村長 | 18 | 予防接種法による給付の支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省 令で定められた用途 |
| 11 | 市町村長 | 20 | 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等 の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 12 | 厚生労働大臣 | 21 | 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 13 | 都道府県知事 | 23 | 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による入院措置又は費用の徴収 に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 14 | 市町村長 | 27 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による 地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 15 | 社会福祉協議会 | 30 | 社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 16 | 公営住宅法第2条第16号 に規定する事業主体で ある都道府県知事又は 市町村長 | 21 | 公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 17 | 日本私立学校振興·共済 事業団 | 34 | 私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する 事務であって主務省令で定められた用途 |
| 18 | 厚生労働大臣又は共済 組合等 | 35 | 厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |

| No. | 提供先 | ①法令上の根拠 | ②提供先における用途 |
|-----|--|---------|---|
| 19 | 文部科学大臣又は都道 府県教育委員会 | 37 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 20 | 都道府県教育委員会又 は市町村教育委員会 | 38 | 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務で あって主務省令で定められた用途 |
| 21 | 国家公務員共済組合 | 39 | 国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 22 | 国家公務員共済組合連 合会 | 40 | 国家公務員共済組合法又は国家公務員共済組合法の長期給付に関する施 行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められ た用途 |
| 23 | 市町村長又は国民健康 保険組合 | 42 | 国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務で あって主務省令で定められた用途 |
| 24 | 厚生労働大臣 | 48 | 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料の納付に関する処分又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 25 | 市町村長 | 53 | 知的障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 26 | 住宅地区改良法第2条第 2項に規定する施行者で ある都道府県知事又は 市町村長 | 54 | 住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 27 | 都道府県知事等 | 57 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令 で定められた用途 |

| No. | 提供先 | ①法令上の根拠 | ②提供先における用途 |
|-----|-----------------------------------|---------|---|
| 28 | 地方公務員共済組合 | 58 | 地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務 省令で定められた用途 |
| | 地方公務員共済組合又 は全国市町村職員共済 組合連合会 | 59 | 地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 30 | 市町村長 | 61 | 老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定められた 用途 |
| 31 | 市町村長 | 62 | 老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた 用途 |
| 32 | 厚生労働大臣又は都道 府県知事 | 66 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に 関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 33 | 都道府県知事等 | 67 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和60年法律第34号附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 34 | 市町村長 | 70 | 母子保健法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた 用途 |
| 35 | 市町村長 | 74 | 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務 省令で定められた用途 |
| 36 | 厚生労働大臣 | 77 | 雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する 事務であって主務省令で定められた用途 |

| No. | 提供先 | ①法令上の根拠 | ②提供先における用途 |
|-----|--|----------------|--|
| 37 | 後期高齢者医療広域連 合 | 80 | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保 険料の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 38 | 厚生労働大臣 | 84 | 昭和60年法律第34号附則第87条第2項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 39 | 特定優良賃貸住宅の供 給の促進に関する法律 第十八条第二項に規定 する賃貸住宅の建設及 び管理を行う都道府県知 事又は市町村長 | 85 <i>0</i> 72 | 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 40 | 都道府県知事又は広島 市長若しくは長崎市長 | 89 | 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による保健手当又は葬祭料の支 給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 41 | 厚生労働大臣 | 91 | 平成8年法律第82号附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者 たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であっ て主務省令で定められた用途 |
| | 平成8年法律第82号附則 第32条第2項に規定する 存続組合又は平成8年法 律第82号附則第48条第 1項に規定する指定基金 | 92 | 平成8年法律第82号による年金である長期給付又は年金である給付の支給 に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 43 | 市町村長 | 94 | 介護保険法による保険給付の支給、実施地域支援事業の実施又は保険料の 徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 44 | 都道府県知事 | 96 | 被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 45 | 都道府県知事又は保健 所を設置する市の長 | 97 | 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による費用の負担又は療養費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |

| No. | 提供先 | ①法令上の根拠 | ②提供先における用途 |
|-----|-----------------------|---------|---|
| 46 | 厚生労働大臣 | 101 | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 47 | 農林漁業団体職員共済 組合 | 102 | 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第16条第3項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く。)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 48 | 独立行政法人農業者年 金基金 | 103 | 独立行政法人農業者年金基金法による農業者年金事業の給付の支給若しく は保険料その他徴収金の徴収又は同法附則第6条第1項第1号の規定により 独立行政法人農業者年金基金が行うものとされた平成13年法律第39号によ る改正前の農業者年金基金法若しくは成2年法律第21号による改正前の農業 者年金基金法による給付の支給に関する事務であって主務省令で定められ た用途 |
| 49 | 独立行政法人医薬品医 療機器総合機構 | 105 | 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による副作用救済給付又は感染救済給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 50 | 独立行政法人日本学生 支援機構 | 106 | 独立行政法人日本学生支援機構法による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 51 | 厚生労働大臣 | 107 | 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 52 | 都道府県知事又は市町 村長 | 108 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省 令で定められた用途 |
| 53 | 厚生労働大臣 | 111 | 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付に係る時効の特例等に関する法律による保険給付又は給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 54 | 厚生労働大臣 | 112 | 厚生年金保険の保険給付及び国民年金の給付の支払の遅延に係る加算金の支給に関する法律による保険給付遅延特別加算金又は給付遅延特別加算金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |

| No. | 提供先 | ①法令上の根拠 | ②提供先における用途 |
|-----|----------------------------------|---------|--|
| 55 | 文部科学大臣、都道府 県知事又は都道府県教 育委員会 | 113 | 高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 56 | 厚生労働大臣 | 114 | 職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律による職業 訓練受講給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 57 | 市町村長 | 116 | 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域 子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定められた 用途 |
| 58 | 厚生労働大臣 | 117 | 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の 支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 |
| 59 | 都道府県知事 | 120 | 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する 事務であって主務省令で定められた用途 |

別紙2(番号法第9条第1項別表第一に定める事務)

| No. | 《番号法第9条第1項別表 移転先 | | ②移転先における用途 |
|------|---------------------|---------------|---|
| 140. | イタキムノし | ① 本市工の根拠 | |
| 1 | 障がい福祉課 子ども保育課 | 8 | 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 2 | 子育て支援課 | 9 | 児童福祉法による助産施設における助産の実施又は母子生活支援施設における保護の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 3 | 医務感染症課 | 10 | 予防接種法(昭和二十三年法律第六十八号)による予防接種の実施、給付の 支給又は実費の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 4 | 障がい福祉課 | 12 | 身体障害者福祉法による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| | 生活福祉課 | 15 | 生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは進学準備 給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務で あって主務省令で定めるもの |
| 5 | 市民税課 | 16 | 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例又は特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号)による地方税若しくは特別法人事業税の賦課徴収又は地方税若しくは特別法人事業税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 6 | 住宅課 | 19 | 公営住宅法による公営住宅(同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。 以下同じ。)の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| | 甲府市教育委員会 学事課 | 26 | 特別支援学校への就学奨励に関する法律(昭和二十九年法律第百四十四号)による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 7 | 甲府市教育委員会 学事課 | 27 | 学校保健安全法(昭和三十三年法律第五十六号)による医療に要する費用に ついての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 8 | 健康保険課 | 30 | 国民健康保険法(昭和三十三年法律第百九十二号)による保険給付の支給、 保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって主務省令で定める もの |
| 9 | 市民課 | 31 | 国民年金法による年金である給付若しくは一時金の支給、保険料その他徴収金の徴収、基金の設立の認可又は加入員の資格の取得及び喪失に関する事項の届出に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 10 | 障がい福祉課 | 34 | 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 11 | 住宅課 | 35 | 住宅地区改良法による改良住宅(同法第2条第6項に規定する改良住宅をいう。以下同じ。)の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更または収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 12 | 防災企画課 | 36 <i>0</i> 2 | 災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)による被災者台帳の 作成に関する事務であって主務省令で定めるもの |

| No. | 移転先 | ①法令上の根拠 | ②移転先における用途 |
|-----|----------|---------|---|
| 13 | 子育て支援課 | 37 | 児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令 で定めるもの |
| 14 | 障がい福祉課 | 40 | 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八法律第六十一号)による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 15 | 福祉保健部総務課 | 41 | 老人福祉法による福祉の措置又は費用の徴収に関する事務であって主務省 令で定めるもの |
| 16 | 障がい福祉課 | 42 | 戦傷病者特別救護法(昭和三十八年法律第百六十八号)による救護に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 17 | 子育て支援課 | 43 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)による 資金の貸付に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 18 | 子育て支援課 | 44 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 19 | 子育て支援課 | 45 | 母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって 主務省令で定めるもの |
| 20 | 障がい福祉課 | 46 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に 関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 21 | 障がい福祉課 | 47 | 特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 22 | 障がい福祉課 | 48 | 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第百号)による特別弔慰金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 23 | 母子保健課 | 49 | 母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)による保健指導、新生児の訪問 指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体 重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する 費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 24 | 障がい福祉課 | 50 | 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第百九号) による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 25 | 障がい福祉課 | 53 | 戦没者の父母などに対する特別給付金支給法(昭和四十二年法律第五十七号)による特別給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 26 | 子育て支援課 | 56 | 児童手当法(昭和四十六年法律第七十三号)による児童手当又は特例給付 (同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。)の支給に関する事務であっ て主務省令で定めるもの |
| 27 | 健康保険課 | 59 | 高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は 保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの |

| No. | 移転先 | ①法令上の根拠 | ②移転先における用途 |
|-----|--------|---------|---|
| 28 | 生活福祉課 | 62 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等 及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)による 永住帰国旅費、自立支度金、一時金若しくは一時帰国旅費の支給又は保険 料の給付に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 29 | 生活福祉課 | 63 | 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等 及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付又は配偶者支援 金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 30 | 介護保険課 | 68 | 介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収 に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 32 | 地域保健課 | 76 | 健康増進法(平成十四年法律第百三号)による健康増進事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 33 | 障がい福祉課 | 83 | 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律(平成十六年法律 第百六十六号)による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省 令で定めるもの |
| 34 | 障がい福祉課 | 84 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立 支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省 令で定めるもの |
| 35 | 子ども支援課 | 94 | 子ども·子育て支援法による子どものための教育·保育給付の支給又は地域子ども·子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの |
| 36 | 市民課 | 95 | 年金生活支援給付金の支給に関する法律(平成二十四年法律第百二号)による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの |